

新型コロナウイルス感染症への教職員対応マニュアル

I 新型コロナウイルス感染症の予防

- 1 日常生活において十分な栄養や睡眠をとり、日頃から規則正しい生活を心がけ、健康に気を配り、身体の抵抗力を高めてください。
- 2 毎朝自宅にて検温し、発熱や呼吸器症状が無いかどうかを確認して出勤してください。また、検温結果を記録してください。
- 3 通常の風邪やインフルエンザと同様に、手洗い（石けんをよく泡立てて 30 秒）や手指消毒剤での消毒をこまめに行うことが重要です。外出から帰ってきたとき、トイレの後、食事の前、調理のときなどは、石けん等で手を洗ってください。手洗いの後は、清潔なタオルかハンカチで手を拭いてください。
- 4 「マスクの着用」と「咳エチケット」を心がけてください。
 - ◎ 咳やくしゃみ等の症状のある人は、マスクを着用する。
 - ◎ マスクは人への感染を予防し、人からの感染防止に役立ちます。
 - ◎ 咳エチケット
 - ・周囲の人からなるべく離れる。
 - －咳やくしゃみの飛沫は、約 2 メートル飛ぶと言われています。
 - ・咳やくしゃみをするときは、他の人から顔をそらせ、ティッシュなどで口と鼻を覆う。
 - －他の人に飛沫をかけないように心がけてください。
 - －マスクをしていない場合には、ティッシュなどで口と鼻を覆うことも大切です。
 - －使ったティッシュはすぐにゴミ箱に捨ててください。
 - ・咳やくしゃみを押さえた手を洗う。
 - －咳やくしゃみを手で覆ったときは、手を石けんで丁寧に洗ってください。
 - ・マスクを着用する。
 - －咳、くしゃみが出ている間はマスクを着用してください。
 - －使用後のマスクはゴミ箱に捨ててください。
- 5 「換気の悪い密閉空間」「人が密集している」「近距離での会話や発声」の 3 つの条件が重なるような場合は、クラスター発生の危険性が高まります。不要不急の外出は控えてください。

II 発熱などの症状がある場合の注意

1 症状

◎ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合

- 2 上記症状がある場合は、出勤しないでください。また、外出も可能な限り控えてください。

この場合、症状発症から4日間（発症日を含む。）は出勤しないでください。発熱の場合は、解熱後3日間は出勤しないでください。

- 3 上記症状がある教職員は、所属長に連絡の上、必ず以下の専用アドレスに、氏名・所属・職員番号・症状を送信してください。自宅待機期間中は、1日1回以下のアドレスへ症状等を連絡してください。

朝日大学コロナウイルス感染症対策本部 専用アドレス
covid19@alice.asahi-u.ac.jp

連絡を受けた所属長は、総務課に連絡してください。

【連絡先】 総務課 058-329-1024

- 4 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、重症化しやすい方（高齢者、妊婦、基礎疾患あり等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合、上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず電話相談）は、「新型コロナウイルス感染症に関する学生・教職員の対応フロー」に従って、帰国者・接触者相談センターもしくは最寄りの保健所へ電話相談をしてください。

- 5 家族等の濃厚接触者に微熱・呼吸器症状がある場合は、マスクの着用・手指衛生の徹底を行ってください。2週間以内に発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が出た場合は、速やかに「新型コロナウイルス感染症に関する学生・教職員の対応フロー」に従って、帰国者・接触者相談センターもしくは最寄りの保健所へ電話相談をしてください。

Ⅲ 学内で発熱などの症状が出現した場合

- 1 各課において検温及び問診表記入を行い、症状の確認を行ってください。症状が確認された場合は、速やかに帰宅してください。
- 2 健康管理センターを利用する場合は、健康管理センター利用者及び健康管理センター保健師への感染リスクを減らすため、以下のとおり対応することとします。
 - ① 健康管理センター内の別室に待機所（発熱相談室）を設置し、清潔ゾーン（非感染疑い者）と隔離ゾーン（感染疑い者）を明確に分離する。
（「健康管理センター配置図（発熱相談室設置時）」のとおり）
 - ② 隔離ゾーンについては、パーティションにより待機所4箇所を設けて、噴霧機2台を設置する。
 - ③ 急な訪室時に備えて、健康管理センター通常入口には施錠を行い、インターフォン（会話可能）を設置する。
 - ④ 感染疑いのある学生については、専用入口に誘導し、問診ルームにて問診及び検温を行う。
 - ⑤ 感染疑いのある学生については、基本方針に基づき帰宅させる。すぐに帰宅できない場合等は待機所に案内し、保護者等が迎えに来るまでの時間と場所を確保する。
 - ⑥ 呼吸困難、意識障害など重症症状を呈する場合には、健康管理センターから、相談センターに連絡して受診先の指示を仰ぐ。相談センターからの指示が、学生の症状とマッチしない場合には、朝日大学病院において対応する。事前に連絡を入れて受入れをお願いする。本学所有の救急車による搬送を想定するが、搬送担当者への感染波及についても十分な策を講じるものとする。
 - ⑦ 待機所がオーバーフローした場合には、中で最も重症な者を上記6の手順で、医療機関受診を進めることとする。
- 3 医科歯科医療センター又は朝日大学病院において直接受診した教職員については、両事務部と総務課が連携して、情報共有を行う。

IV 新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあると診断された場合

- 1 医療機関を受診して、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあると診断された場合は、所属長に連絡してください。
連絡を受けた所属長は、総務課に連絡してください。
- 2 治癒、感染に対する安全が確認されるまで（医師の出勤許可が出るまで）は、医師の指示に従い、外出せず自宅で安静に療養してください。
- 3 治癒後、出勤する場合は、医師の許可を得た旨を所属長に必ず連絡してから出勤してください。
- 4 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合は、速やかに所属長に連絡の上、当該時点から 14 日間自宅で待機してください。その後の対応は、「新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した学生・教職員の対応フロー」に従って進めてください。

V 新型コロナウイルスに関する休暇の取扱い

- 1 上記Ⅱ・Ⅳの者が休む場合は、特別休暇の対象となります。症状が改善し出勤した後、諸休暇申請(届)書を利用し、理由欄に症状等を記入の上、申請してください。

VI 派遣職員及び業者等への対応

- 1 事務局の各課等に勤務する派遣職員についても、本大学教職員の対応に準じた取扱いとします。
- 2 総務課は、派遣職員が勤務している部署及び当該派遣職員の派遣契約の内容を確認の上、あらかじめ派遣会社に本大学の対応を連絡してください。
- 3 総務課は、本大学の派遣職員の派遣元である派遣会社の新型コロナウイルス感染症の対応にかかる情報収集を行うとともに、派遣会社に対して、本大学における新型コロナウイルスの感染状況等に係る情報提供を行ってください。

VII 学内業者への対応

- 1 本大学が、学生食堂、歯科教材販売、清掃業務、学生サービス等の業務を委託している業者の従業員に新型コロナウイルスの感染者又は感染の疑いがある者が発生した場合についても、本大学教職員の対応に準じた取扱いとします。
- 2 業務委託の担当部署の所属長は、あらかじめ委託業者に本学の対応を連絡してください。
- 3 業務委託の担当部署の所属長は、委託先業者の新型コロナウイルス感染症の対応に係る情報収集を行うとともに、委託業者に対して、本大学における新型コロナウイルスの感染状況等に係る情報提供を行ってください。
- 4 委託業者の従業員の新型コロナウイルス感染による人手不足等により、業務継続が困難となることが予想される場合は、当該業務委託担当部署の所属長は、学生サービス、患者サービス等に支障が出ないよう可能な限り業務継続ができるよう当該業者と調整してください。

VIII 取引業者への対応

- 1 教職員への感染防止対策として、各建物の入り口に消毒液を設置し、消毒の励行について協力を要請することとします。

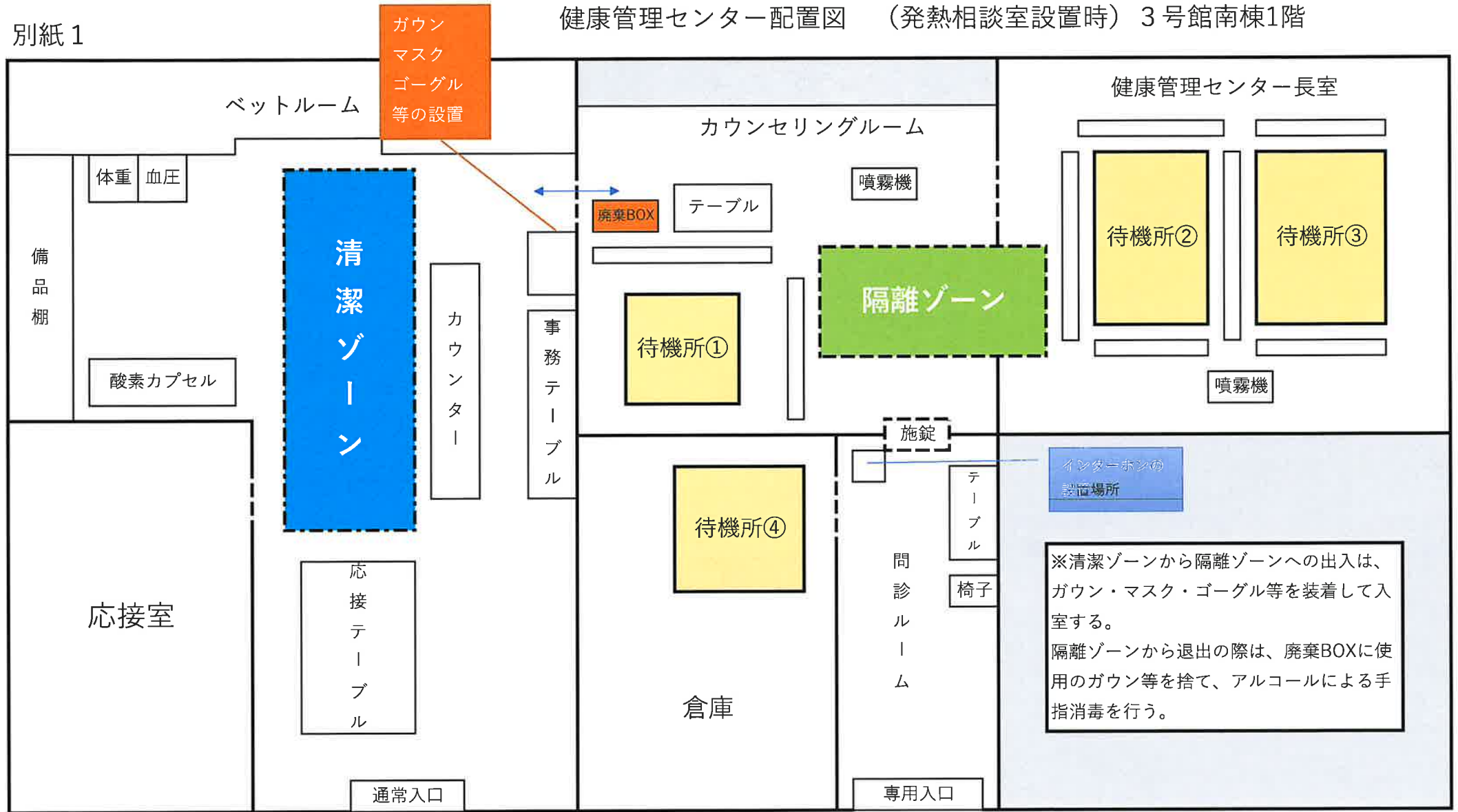
IX 新型コロナウイルス感染等への不利益取扱い、差別の禁止

- 1 感染者に対する差別的な言動をしないように、また、不確かな情報を SNS で拡散しないように十分に注意してください。個人情報に掲載する事は犯罪行為となる場合があります。
- 2 報道や SNS には（医師による発信も含めて）誤情報、フェイクニュース、医学的に不適切な内容も多数掲載されています。新型コロナウイルス感染症については信用の情報のみを参考にしてください。

X 本マニュアルの運用の開始・終了

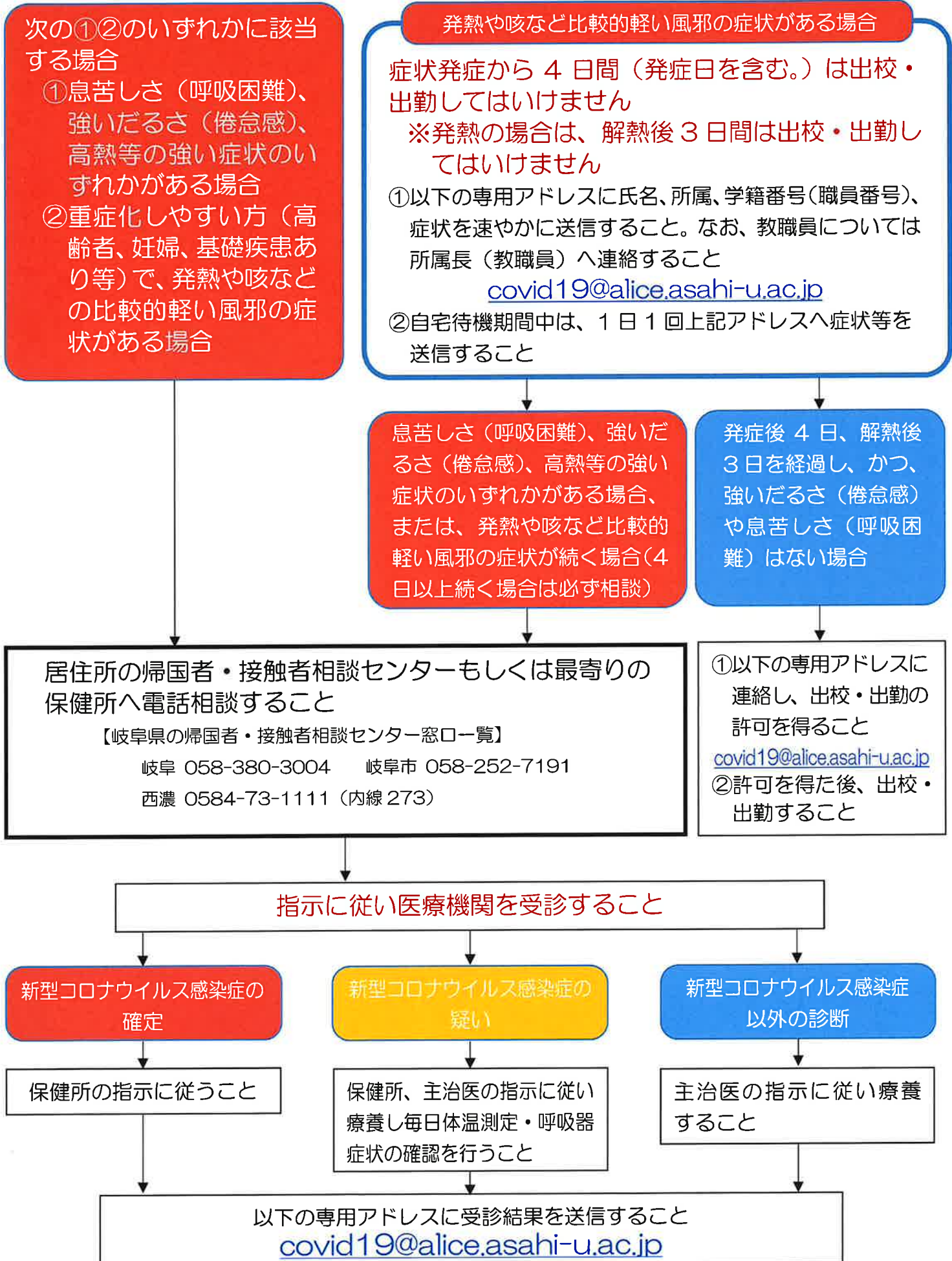
- 1 本マニュアルは2020年4月13日から運用を開始する。
- 2 本マニュアルの運用終了日については、新型コロナウイルス感染症の終息状況を勘案して別途通知する。

以 上



新型コロナウイルス感染症に関する学生・教職員の対応フロー

2020.5.12



新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した学生・教職員の対応フロー

2020.5.12

次の①②のいずれかに該当する場合

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合

該当あり

該当なし

当該時点から14日間は自宅待機とする。

- 体温、その他の症状の有無について、嚴重に毎日自己健康観察をする。
※上記症状を常にチェックする。
- 他人との接触は必要最小限に留め、外出を控える。
- 手洗いを徹底し、マスクを着用する。

- 担当事務課（学生）または所属長（教職員）へ感染者と濃厚接触したと電話連絡すること
- 併せて以下の専用アドレスに送信すること
covid19@alice.asahi-u.ac.jp

2週間以内に上記①②のいずれかの症状がある場合

15日目にも症状なし

岐阜県の帰国者・接触者相談センターもしくは最寄りの保健所へ電話相談すること

【岐阜県の帰国者・接触者相談センター窓口一覧】

岐阜保健所 058-380-3004
西濃保健所 0584-73-1111（内線 273）
岐阜市保健所 058-252-7191

以下の手順は、「新型コロナウイルス感染症に関する学生・教職員の対応フロー」に従うこと

- 担当事務課（学生）または所属長（教職員）へ症状なしと電話連絡すること
- 併せて以下の専用アドレスに送信すること
covid19@alice.asahi-u.ac.jp

出校・出勤すること

家族等の濃厚接触者に微熱・呼吸器症状がある場合

マスクの着用・手指衛生の徹底を行うこと

- ★2週間以内に発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する学生・教職員の対応フロー」に従い、帰国者・接触者相談センター等に電話相談すること